

# 特定非営利活動法人

## すまい・まちづくり支援機構

### 定款

#### 第1章 総 則

##### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すまい・まちづくり支援機構という。

##### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区に置く。

##### (目的)

第3条 この法人は、高齢者・障がい者・その他の生活困窮者を対象として、住まいの提供及びまちづくりの事業（以下、すまい・まちづくり事業という。）を行う団体・個人に対して、必要な支援を行うことを目的とする。

##### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表の第1号、第3号、第14号、第15号、第16号及び第17号に該当する特定非営利活動を行う。

##### (特定非営利活動に係わる事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) すまい・まちづくり事業の企画立案及び実施のための提案
- (2) すまい・まちづくり事業の相談及び研修事業
- (3) すまい・まちづくり事業の実施に必要な調査研究
- (4) すまい・まちづくり事業の実施に必要な経営支援
- (5) すまい・まちづくり事業の普及を図るための啓発・広報及び情報提供
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

#### 第2章 会 員

##### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。

- 2 理事長は前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同する者と認めたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 死亡または失そう宣告を受けたとき。
  - (2) 団体が消滅したとき。
  - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 必要なときは理事会の議決を経て1名の常務理事を置くことができる。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会において互選する。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な

くこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第 21 条 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもののほか、運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

#### (会議の招集)

第23条 総会および理事会は、前条第2項第3号による場合を除いて理事長が招集する。

2 総会および理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

#### (会議の議長)

第24条 総会及び理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

#### (定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

#### (議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第23条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

#### (書面表決等)

第27条 総会および理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

#### (議事録)

第 28 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議の構成員総数及び出席者（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概略及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 資 産

（資産の構成）

第 29 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

（資産の管理）

第 30 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（資産の支弁）

第 31 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

## 第 6 章 会 計

（会計の原則）

第 32 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（事業年度）

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 34 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

(暫定事業計画及び暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の変更)

第36条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、原則として次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第41条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散した時（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）に残存する財産は、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄付するものとし、その帰属先は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第45条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第46条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第47条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	水田 恵
理事	秋山 雅彦
理事	中嶋 明子（通称：中島 明子）
理事	岸本 幸子
理事	原田 由美子
理事	的場 由木
理事	林 泰義
理事	大島 茂士朗
理事	藤田 寛
監事	山岡 義典
監事	内藤 純

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年9月30日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 年会費 10,000円

なお、賛助会員については、入会金なし、年会費一口5,000円とする。

（附則）

この定款は、平成30年3月9日から施行する。

（附則）

この定款は、令和4年3月3日から施行する。